

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☞ 所得税の予定納税ってなあに？

Q：所得税の予定納税とは、どのような制度でしょうか。

A：第1期分の納期限を7月31日、第2期分の納期限を11月30日として、所得税の予納をしておく制度です。

### 【解説】

所得税は、1暦年を課税期間とする申告納税制度を採用しており、その納税義務は、翌年2月16日から3月15日までに確定申告によって確定することを建前としていますが、国庫収入の平準化や納税の便宜などの観点から、前年分の所得について確定申告書を提出する義務があった者は、本年においても前年分と同額の所得があるものと仮定し、その仮定した所得金額に対する税額を7月と11月に予納しておくという制度を採用しています。この制度が一般に「予定納税」といわれている制度です。

ただ、上記のような税額の予定納税だけでは、本年の所得税額が前年に比べて著しく変動するような場合には、実情に即さないこととなりますので、本年分の所得税額が前年分に比べて減少すると見込まれる場合には、その減少したところにより予納できるように「予定納税額の減額申請」の制度を設けています。

